

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【公開番号】特開2005-89276(P2005-89276A)

【公開日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-014

【出願番号】特願2003-328772(P2003-328772)

【国際特許分類】

C 04 B	22/14	(2006.01)
B 28 C	5/06	(2006.01)
B 28 C	7/00	(2006.01)
C 04 B	22/06	(2006.01)
C 04 B	22/10	(2006.01)
C 04 B	24/04	(2006.01)
C 04 B	24/12	(2006.01)
C 04 B	24/26	(2006.01)
E 21 D	11/10	(2006.01)

【F I】

C 04 B	22/14	Z
B 28 C	5/06	
B 28 C	7/00	
C 04 B	22/06	Z
C 04 B	22/10	
C 04 B	24/04	
C 04 B	24/12	Z
C 04 B	24/26	E
E 21 D	11/10	D

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月15日(2006.9.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

硫酸アルミニウムとフッ化水素酸との反応で得られるフッ化物含有水溶性アルミニウム塩、水酸化アルミニウム、および水酸化リチウム、炭酸リチウム、硫酸リチウムからなる群から選択される1種または2種以上のリチウム塩を配合してなる、液状急結剤。

【請求項2】

全アルカリが1%未満である、請求項1に記載の液状急結剤。

【請求項3】

液状急結剤全体に対し、硫酸アルミニウムを15~35質量%、フッ化水素酸を1~5質量%、水酸化アルミニウムを15質量%以下、および水酸化リチウム、炭酸リチウム、硫酸リチウムからなる群から選択される1種または2種以上のリチウム塩を3~25質量%用いることを特徴とする、請求項1または2に記載の液状急結剤。

【請求項4】

液状急結剤中のAl<sub>2</sub>O<sub>3</sub>モル数(A)とSO<sub>3</sub>モル数(S)との比A/Sが、0.3

5～1.0である、請求項1～3のいずれかに記載の液状急結剤。

【請求項5】

$\text{SO}_3$ の供給源が、硫酸、硫酸アルミニウム、硫酸リチウム、硫酸ナトリウム、硫酸カリウムからなる群から選択される1種または2種以上の硫酸化合物である、請求項1～4のいずれかに記載の液状急結剤。

【請求項6】

$\text{C}_1$ ～ $\text{C}_{10}$ の有機モノ、ジカルボン酸ならびにそれらの金属塩からなる群から選択される1種または2種以上を配合してなる、請求項1～5のいずれかに記載の液状急結剤。

【請求項7】

アルカノールアミン、アルキレンジアミン、トリアミンからなる群から選択される1種または2種以上を配合してなる、請求項1～6のいずれかに記載の液状急結剤。

【請求項8】

請求項1～7のいずれかに記載の液状急結剤の乾式又は湿式吹付け工法に適用する吹付けモルタル又はコンクリートへの使用。

【請求項9】

請求項1～7のいずれかに記載の液状急結剤を輸送管、散水ノズルまたは吹付けノズル内で、モルタル又はコンクリートなどのセメント組成物に急結剤供給装置を用いて直接混合物に添加するか、または配合水に添加するようにした、乾式又は湿式吹付け工法。

【請求項10】

ポリカルボン酸系の高性能AE減水剤及び/又は凝結遅延剤を添加した、吹付け工法に適用するベースモルタル又はコンクリートに、請求項1～7のいずれかに記載の液状急結剤を添加することを特徴とする、乾式又は湿式吹付け工法。